

## 平成19年能登半島地震に係る 義援金等の税務上の取扱いについて

1 今回の平成19年能登半島地震に伴い個人や法人が被災者のために拠出した次の義援金等については、所得税法および法人税法上の地方公共団体に対する寄附金に該当するものとして取り扱われます。

- (1) 地方公共団体に対して直接拠出する義援金など
- (2) 被災者のための義援金などの募集を行う団体（日本赤十字社、社会福祉法人石川県共同募金会、社会福祉法人富山県共同募金会、社会福祉法人福井県共同募金会、新聞・放送等の報道機関など）に対して拠出した義援金などで、その義援金などが最終的に義援金配分委員会などに対して拠出されることが募金趣意書などにおいて明らかにされているもの

2 上記1に該当する寄附金については、次のような税法上の取扱いが認められます。

- (1) 個人が拠出した場合  
拠出した金額のうち、次の計算方法により算出された金額が、「寄付金控除」として平成19年分の所得から控除されます。

(寄付金控除の計算方法)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額の40\%} \\ \hline \text{または義援金など} \\ \hline \text{の額のいずれか} \\ \hline \text{少ない金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{5千円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{寄付金控除額} \\ \hline \end{array}$$

- (2) 法人が拠出した場合  
全額が拠出した事業年度の損金に算入されます。

### 【ご注意ください】

上記2の取扱いを受けるためには、地方公共団体や募金団体などが発行した領収書など、または金融機関が発行した振込金受取書などで、能登半島地震に係る義援金などであることが明らかなものを保存しておく必要があります。

また、個人が拠出した場合は、平成19年分確定申告書に添付又は提示する必要があります。

平成19年能登半島地震に係る個々の税法上の取扱いについては、最寄りの税務署または税務相談室にお問い合わせください。

## 災害時の応援協定を締結しました

市では日頃から、災害時における民間の企業・団体の皆さんとの協力体制の整備を進めています。このたび、新たに下記の企業・団体の皆さんから御協力をいただけることとなり、市との間で協定を締結しました。

### ○災害時における救助物資の提供について

- ・NPO 法人コメリ災害対策センター  
(コメリハード&グリーン滑川店)
- ・(株)示野薬局 (シメノドラッグ滑川店)
- ・(株)ドラッグフジイ (ドラッグフジイ滑川店)

### ○災害時における応急措置の実施の応援について

- ・滑川建設業協会
- ・滑川市管工事協同組合

問合せ先 総務課 (内線211)

## 市政バスを ご利用ください

市民の皆さんに市の施設や事業の実施状況などを紹介し、市政についての理解や関心を高めていただくため、市政バスを運行します。(個人でも団体でもかまいませんが、参加人数が15人に満たない場合や悪天候のときは中止になることがあります。)

※原則、午後1時から2〜3時間程度(おおむね3か所)申込方法

ご希望の運行日の10日前までに企画情報課広報担当へお申し込みください。

▼問合せ先 企画情報課広報担当(内線223)

| 運行日程 |              |
|------|--------------|
| 月    | 運行日          |
| 6    | 1日(金)        |
| 7    | 6日(金)・13日(金) |
| 8    | 3日(金)・10日(金) |
| 9    | 7日(金)・14日(金) |
| 10   | 4日(木)・12日(金) |
| 11   | 2日(金)・9日(金)  |

## 春の行政相談週間 と定例行政相談所 開設のお知らせ

総務省では、春の行政相談週間(5月21日(月)〜27日(日))

として、一日合同行政相談所を開設するなど、各種行事を全国一斉に実施します。

◇当市でも、次のとおり定例行政相談所が開設されます。道路、年金、保険、税金、登記、福祉など役所の仕事について、困っていることや知りたいことなどがありましたら、この機会にご遠慮なくご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

5月21日(月) 午後1時〜4時

ところ 市社会福祉センター相談受付 川尻明美さん 藤岡正樹さん

(ともに行政相談委員) ※また、行政相談委員および総務省富山行政評価事務所では、いつでもご相談に応じています。

▼問合せ先 総務省富山行政評価事務所行政相談課

☎431-1100 (FAX 442-8646)

6月1日、商業統計調査が全国一斉に行われます。卸売業、小売業を営むすべての事業所が対象になります。ご協力をお願いします。

▼問合せ先 企画情報課 (内線221)

## 住宅のバリアフリー改修に伴う 固定資産税(家屋)の減額について

法律の改正により、平成19年4月1日から平成22年3月までの間に、一定のバリアフリー改修を行った場合、申告により翌年度分の改修家屋にかかる固定資産税の3分の1が減額される制度が新設されました。

減額対象床面積 1戸あたり100㎡相当分まで

### 要件

- 次のいずれかの方が居住する既存の住宅(賃貸住宅を除く)
  - ①65歳以上の方 ②障がい者
  - ③要介護認定または要支援認定を受けている方
- 次の工事で、補助金などを除く自己負担が30万円以上のもの
  - ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良
  - ④便所の改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消
  - ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化

申告方法 工事明細書と写真、改修費用を証明する書類を添付し、改修後3か月以内に申告書を提出してください。

※新築・耐震改修住宅の軽減を受けている場合は対象外。また必要に応じて現地確認をさせていただくこともあります。

提出・問合せ先 税務課資産税担当(内線235・236)

## ～滑川駅南土地区画整理事業～

### 保留地販売中

### 保留地(宅地)購入者紹介報奨金制度

- 環境の良い土地を探している知人がいるのだけど...
- 事業用の土地を探している人がいるのだけど...

## 紹介してください!

土地をお探しのお知り合いの方などを紹介ください。その方が保留地をご購入された場合、お礼をさせていただきます。

100,000円(1保留地につき)

※ただし、購入希望者の同居のご家族の方は対象になりませんので、ご了承ください。

○市ホームページでもご覧いただけます。くらしの情報内の【■住まいとまちづくり『都市計画』】→『土地区画整理』を選択してください。

申込み・問合せ先 都市開発課区画整理担当(内線433・434)

営業のご案内

# 24時間営業

★早朝、深夜のご予約は時間厳守にて承ります

株式会社タクシー 滑川 池津 代076-475-0492  
フリーダイヤル 0120-000-492

いい家さつみつかるよ...

http://www.tam.ne.jp/honda\_kk/

## 株 本田工務店

本社:富山市新庄銀座3-5-51  
自宅:滑川市安田624-2 ☎451-3193

SCパスタ内に移転しました! LOOK JB エース JB

Let's go to an interesting travel.

海外旅行・国内旅行宿泊・JR・航空券の手配 etc...

JTB特定パートナー店

## 株式会社 ツアーズ ジャパン

富山県知事登録旅行業第2-178号 全日空発券代理店 全国旅行業協会会員

滑川市上小泉1263 SCパスタ内 TEL476-0161 FAX476-0162  
ホームページ: http://www.tours-j.co.jp  
営業時間 AM10:00~PM7:00 定休日 毎週火曜日、第三日曜日

暮らしを守りたい。税理士は信頼のパートナー

## 当流谷税理士事務所

滑川市常盤町181-43 公園通り  
(公園通り歯科さんと美容室イホリさんのあいだ)

# ☎ 476-1077